

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令 企画チーム 1頁

訓 令

教委訓第六号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年一月三十日

三重県教育委員会教育長 土 橋 伸 好

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会教育長事務専決規程（昭和三十二年教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表（第一条関係）事務所の項中「企画員 主幹」を削り、教育事務所、埋蔵文化財センター、博物館、湊宮歴史博物館、美術館、図書館及び熊野少年自然の家各项中「主幹」を削り、高等学校の項中「事務長 主幹」を削り、盲学校、ろう学校及び養護学校の各项中「事務長」を削り、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に規定する学校の項中「調整監 総括主幹 主幹 総括主任学校栄養職員」を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年二月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社